様式の最新化について

旧様式で不動産登記申請書又は不動産登記嘱託書(以下「申請書等」といいます。)を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

(1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書 等を選択し、「編集」又は「再利 用」をクリックします。

- ※ 「編集」は、選択した申請書等に上書き保存されます。 「再利用」は選択した申請書等とは別に、新たに申請書等が作成されます。
- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書等の様式に変換します。
- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。





